

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事                      ●市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	田原本町
4. 届出番号	10
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.tawaramoto.nara.jp/soshki/somu/seisaku/gyosei/keikaku_sesaku/sesaku/mynumber/5260.html">http://www.town.tawaramoto.nara.jp/soshki/somu/seisaku/gyosei/keikaku_sesaku/sesaku/mynumber/5260.html</a>

執行機関名 田原本町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	福祉医療費資金の貸付けに関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		田原本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第5の項 福祉医療費資金の貸付けに関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法第一条	田原本町福祉医療費資金貸付要綱(平成21年3月田原本町告示第21号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	第1条 この要綱は、福祉医療費助成条例等の規定に基づき医療費の助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)のうち、奈良県内の保険医療機関又は保険薬局(以下「保険機関等」という。)に対して、医療費の一部負担金等(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者に対して、一部負担金等の支払に充てる資金(以下「資金」という。)を貸し付けることにより、生活の安定と自立を促すことを目的とする。 第2条 この要綱において、「福祉医療費助成条例等」とは、次に掲げるものをいう。 (1) 田原本町子ども医療費助成条例(昭和48年田原本町条例第23号) (2) 田原本町ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和53年田原本町条例第19号) (3) 田原本町心身障害者医療費助成条例(昭和48年田原本町条例第21号) (4) 田原本町重度心身障害老人等医療費助成要綱(平成12年田原本町告示第35号)
⑦独自利用事務の関連規範		田原本町福祉医療費資金貸付要綱(平成21年3月田原本町告示第21号)